

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月19日(2006.1.19)

【公開番号】特開2004-256527(P2004-256527A)

【公開日】平成16年9月16日(2004.9.16)

【年通号数】公開・登録公報2004-036

【出願番号】特願2004-28959(P2004-28959)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/4985	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 P	11/06	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/06	(2006.01)
A 6 1 P	19/00	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)
A 6 1 P	27/16	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)
A 6 1 P	37/08	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
C 07 D	471/04	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/4985	
A 6 1 P	1/04	
A 6 1 P	11/00	
A 6 1 P	11/06	
A 6 1 P	13/12	
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 P	17/06	
A 6 1 P	19/00	
A 6 1 P	19/02	
A 6 1 P	27/16	
A 6 1 P	29/00	1 0 1
A 6 1 P	31/04	
A 6 1 P	37/08	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
C 07 D	471/04	1 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成17年11月30日(2005.11.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

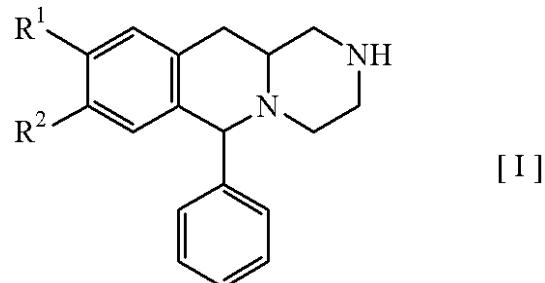
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

### 一般式 [ I ] :

【化 1 】



(式中、R<sup>1</sup> および R<sup>2</sup> は同一または異なって水酸基または低級アルコキシ基を表す。) で示される化合物またはその薬理的に許容しうる塩を有効成分としてなる PDE4 阻害剤。

### 【請求項2】

R<sup>1</sup> および R<sup>2</sup> が同一または異なって低級アルコキシ基である請求項 1 記載の PDE4 阻害剤。

### 【請求項 3】

8,9-ジメトキシ-6-フェニル-1,3,4,6,11,11a-ヘキサヒドロ-2H-ピラジノ[1,2-b]イソキノリンまたはその薬理的に許容し得る塩を有効成分としてなるPDE4阻害剤。

## 【請求項4】

薬理的に許容しうる塩である請求項1～3記載のPDE4阻害剤。

## 【請求項 5】

薬理的に許容しうる塩が、塩酸塩である請求項4記載のPDE4阻害剤。

### 【請求項 6】

8,9-ジメトキシ-6-フェニル-1,3,4,6,11,11a-ヘキサヒドロ-2H-ピラジノ[1,2-b]イソキノリン・2塩酸塩を有効成分としてなるPDE4阻害剤。

### 【請求項 7】

炎症性疾患又はアレルギー疾患の予防・治療剤である請求項1～6記載のPDE4阻害剤。

### 【請求項 8】

喘息、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性気管支炎、アトピー性皮膚炎、蕁麻疹、アルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、春季力タル、好酸球增多症、乾癬、慢性関節リウマチ、敗血性ショック、潰瘍性大腸炎、クローン病、再灌流障害、慢性糸球体腎炎、エンドトキシンショック、成人呼吸窮迫症候群又は骨関節炎の予防治療剤である請求項1～6記載のPDE4阻害剤。

## 【請求項 9】

気管支収縮抑制剤である請求項 1～6 記載の PDE4 阻害剤。

### 【請求項 10】

骨折治癒促進剤又は軟骨疾患治療剤である請求項1～6記載のPDE4阻害剤。

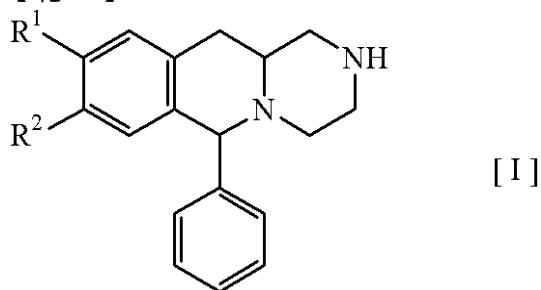
### 【請求項 11】

軟骨疾患が変形性関節症である請求項10記載のPDE4阻害剤。

## 【請求項 1 2】

### 一般式「I」：

## 【化2】



(式中、R<sup>1</sup>およびR<sup>2</sup>は同一または異なって水酸基または低級アルコキシ基を表す。)で示されるピラジノイソキノリン化合物の薬理的に許容しうる塩。

## 【請求項13】

R<sup>1</sup>およびR<sup>2</sup>が同一または異なって低級アルコキシ基である請求項12記載のピラジノイソキノリン化合物の薬理的に許容しうる塩。

## 【請求項14】

8,9-ジメトキシ-6-フェニル-1,3,4,6,11,11a-ヘキサヒドロ-2H-ピラジノ[1,2-b]イソキノリンの薬理的に許容し得る塩。

## 【請求項15】

薬理的に許容しうる塩が、塩酸塩である請求項12~14のいずれか1項記載のピラジノイドキノリン化合物の薬理的に許容し得る塩。

## 【請求項16】

8,9-ジメトキシ-6-フェニル-1,3,4,6,11,11a-ヘキサヒドロ-2H-ピラジノ[1,2-b]イソキノリン・2塩酸塩。